

平成 31 年 2 月 28 日

独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第 21 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 二輪自動車等のすれ違い用前照灯に係る前照灯試験機による審査方法[7-62, 8-62, 7-63, 8-63]

協定規則第 98 号（放電灯式前照灯）、第 112 号（非対称配光型前照灯）及び第 113 号（対称配光型前照灯）において、二輪自動車等の前照灯に関するすれ違い用前照灯が協定規則の主な要件となっていることを踏まえ、現在の走行用前照灯による審査方法から協定規則の要件を考慮したすれ違い用前照灯による審査方法へと変更します。

またこれに際し、現在使用している走行用前照灯試験機を用いてすれ違い用前照灯の審査を手動で行なえるよう審査方法を定めます。

なお、すれ違い用前照灯による審査方法に対応した前照灯試験機の体制整備が整うまでの当分の間、走行用前照灯（従前）による審査でもよいこととします。

対象車：①平成 27 年 6 月 1 日^{*}以降に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車
※協定規則第 98 号、第 112 号及び第 113 号に適合するものに限る。

②平成 32 年 7 月 1 日以降に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車

- ② 自動車の用途等の変更に伴う技術基準等の適合性書面審査[別添 2]

新規検査^{*}、予備検査^{*}及び構造等変更検査において、自動車の用途（乗車定員、車両総重量、自動車の種別）の変更を行うことにより当該自動車に係る保安基準の適用が異なり改めて保安基準の審査が必要となる場合には、検査に先立って、受検予定の事務所等に事前に申請者から必要な書面の提出を義務付け、審査を行うこととします。

また、当該申請を行う自動車であって、構造・装置が同一である複数台数の自動車について検査の申請を行う場合においては、申請者の負担等を考慮し、代表車両一台を地方検査部に申請し、当該地方検査部が審査した結果をもって他の車両の検査の際に事前提出書面審査を省略することが可能とします。

※新車に係るものは実施済み。

- ③ その他

特種用途自動車の審査の際に適用される規定を整理します。[4-16]

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 27 年 6 月 15 日国土交通省告示第 723 号）

3. 施行日

平成 31 年 4 月 1 日（①、②の規定の適用については、平成 31 年 10 月 1 日）

新	旧
独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程	独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程
目次 (略)	目次 (略)
第 1 章～第 3 章 (略)	第 1 章～第 3 章 (略)
第 4 章 自動車の検査等に係る審査の実施方法	第 4 章 自動車の検査等に係る審査の実施方法
4-1 (略)	4-1 (略)
4-2 自動車検査場における掲示等	4-2 自動車検査場における掲示等
(1) ～ (2) (略)	(1) ～ (2) (略)
(3) (2) ②のその他必要な事項は、原則として次に掲げる事項とする。 ただし、設置されている検査機器等により変更することができる。	(3) (2) ②のその他必要な事項は、原則として次に掲げる事項とする。 ただし、設置されている検査機器等により変更することができる。
①～④ (略)	①～④ (略)
⑤ 二輪検査コースの受検時の注意事項 ア～イ (略)	⑤ 二輪検査コースの受検時の注意事項 ア～イ (略)
<u>ウ すれ違い用ライト検査車は、検査担当者に申し出て下さい。</u>	<u>(新設)</u>
<u>エ～オ</u> (略)	<u>ウ～エ</u> (略)
<u>カ</u> 再入場車、 <u>すれ違い用ライト検査車</u> は該当する申告ボタンを押して下さい。	<u>オ</u> 再入場車は該当する申告ボタンを押して下さい。
<u>キ～ス</u> (略)	<u>カ～シ</u> (略)
⑥ (略)	⑥ (略)
(4) (略)	(4) (略)
4-3～4-6 (略)	4-3～4-6 (略)
4-7 審査の実施方法等	4-7 審査の実施方法等
4-7-1 審査の実施方法	4-7-1 審査の実施方法
(1) (略)	(1) (略)
(2) 第 6 章及び第 7 章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。(施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項、第 12 項、第 37 条の 2 第 1 項、第 37 条の 2 の 2 第 3 項及び第 42 条第 1 項並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第十二項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準」(平成 19 年国土交通省告示第 857 号) 関係)	(2) 第 6 章及び第 7 章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。(施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項、第 12 項、第 37 条の 2 第 1 項、第 37 条の 2 の 2 第 3 項及び第 42 条第 1 項並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第十二項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準」(平成 19 年国土交通省告示第 857 号) 関係)
①～③ (略)	①～③ (略)
④ <u>使用の過程にある自動車、自動車予備検査証の交付を受けた自動車、牽引自動車及び被牽引自動車 (別添 2「新規検査等提出書面審査要領」4. (3) から (5) までに掲げる自動車に限る。)</u>	④ <u>牽引自動車及び被牽引自動車 (別添 2「新規検査等提出書面審査要領」4. (3) 及び (4) の自動車に限る。)</u>
ア (略)	ア (略)
イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、当該変更に係る部分に	イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、当該変更に係る部分に

新	旧
<p>適用される技術基準等に対し、4-12 <u>及び 4-13</u> に規定する書面の提出又は提示を求め審査するものとする。</p> <p>4-7-2～4-7-3 (略)</p> <p>4-8～4-12 (略)</p> <p>4-13 新規検査等の提出書面審査</p> <p>4-13-1 (略)</p> <p>4-13-2 事前提出書面審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事前届出対象自動車（別添2「新規検査等提出書面審査要領」4. (3) <u>又は (4)</u> の自動車に限る。）の新規検査、予備検査又は構造等変更検査（以下4-13-2において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添2「新規検査等提出書面審査要領」附則3により実施するものとする。</p> <p>(3) 事前届出対象自動車（別添2「新規検査等提出書面審査要領」4. <u>(5)</u> の自動車に限る。）の新規検査、予備検査又は構造等変更検査（以下4-13-2において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添2「新規検査等提出書面審査要領」附則4により実施するものとする。</p> <p>(4) 事前届出対象自動車の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、新規検査等に先立って、別添2「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書、自動車特定する書面及び添付資料を、新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等（別添2「新規検査等提出書面審査要領」4. (2) <u>及び (4)</u> の代表届出自動車にあっては地方検査部）に提出することを求めるものとする。</p> <p>(5) ～ (7) (略)</p> <p>4-14～4-15 (略)</p> <p>4-16 特種用途自動車の審査</p> <p>4-16-1 規定の適用</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 指定自動車等を架装した<u>乗車定員 10 人以下</u>の特種用途自動車であって、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する<u>乗車定員が 10 人以上</u>であり、かつ、(1) により「専ら乗用の用に供する自動車」とみなして取扱うものについては、受検車両の受検時における乗車定員にかかわらず、「専ら乗用の用に供する自動車であって<u>諸元表に記載された類別区分番号に対応する乗車定員のもの</u>」として規定の適用を判断することができる。</p> <p>4-16-2 (略)</p> <p>4-17～4-25 (略)</p> <p>第5章～第6章 (略)</p> <p>第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査</p> <p>7-1～7-61 (略)</p>	<p>適用される技術基準等に対し、4-12 に規定する書面の提出又は提示を求め審査するものとする。</p> <p>4-7-2～4-7-3 (略)</p> <p>4-8～4-12 (略)</p> <p>4-13 新規検査等の提出書面審査</p> <p>4-13-1 (略)</p> <p>4-13-2 事前提出書面審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事前届出対象自動車（別添2「新規検査等提出書面審査要領」4. (3) の自動車に限る。）の新規検査、予備検査又は構造等変更検査（以下4-13-2において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添2「新規検査等提出書面審査要領」附則3により実施するものとする。</p> <p>(3) 事前届出対象自動車（別添2「新規検査等提出書面審査要領」4. <u>(4)</u> の自動車に限る。）の新規検査、予備検査又は構造等変更検査（以下4-13-2において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添2「新規検査等提出書面審査要領」附則4により実施するものとする。</p> <p>(4) 事前届出対象自動車の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、新規検査等に先立って、別添2「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書、自動車特定する書面及び添付資料を、新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等（別添2「新規検査等提出書面審査要領」4. (2) の自動車にあっては地方検査部）に提出することを求めるものとする。</p> <p>(5) ～ (7) (略)</p> <p>4-14～4-15 (略)</p> <p>4-16 特種用途自動車の審査</p> <p>4-16-1 規定の適用</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 指定自動車等を架装した特種用途自動車であって、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する<u>用途が「乗合」</u>であり、かつ、(1) により「専ら乗用の用に供する自動車」とみなして取扱うものについては、受検車両の受検時における乗車定員にかかわらず、「専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 <u>11 人以上</u>のもの」として規定の適用を判断することができる。</p> <p>4-16-2 (略)</p> <p>4-17～4-25 (略)</p> <p>第5章～第6章 (略)</p> <p>第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査</p> <p>7-1～7-61 (略)</p>

新	旧
<p>7-62 走行用前照灯 7-62-1 (略) 7-62-2 性能要件 7-62-2-1 テスタ等による審査 走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p><u>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、設備・体制整備等を行い審査の実施が可能となる環境が整うまでの間は、①後段及び③後段に規定する審査方法によることができる。</u>(保安基準第 32 条第 2 項関係、細目告示第 42 条第 2 項及び第 3 項関係、細目告示第 120 条第 2 項関係)</p> <p>① 走行用前照灯 (最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。) は、その全てを照射したときに、夜間にその前方 100m (除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、50m) の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。</p> <p>この場合において、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、前照灯試験機 (走行用) を用いてアの計測の条件により計測 (前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測) し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものとする。(細目告示第 120 条第 2 項第 1 号)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。</p> <p>ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。</p> <p>この場合において、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、前照灯試験機 (走行用) を用いて①アの各号により自動車を計測したとき (前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測したとき) に、走行用前照灯 (四灯式にあっては、主走行用ビーム) の最高光度点が、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 270mm の鉛直面の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。目告示第 120 条第 3 項第 4 号関係)</p> <p>(参考図) (略)</p> <p>7-62-2-2 (略) 7-62-3 (略) 7-62-4 適用関係の整理</p>	<p>7-62 走行用前照灯 7-62-1 (略) 7-62-2 性能要件等 7-62-2-1 テスタ等による審査 走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 2 項関係、細目告示第 42 条第 2 項及び第 3 項関係、細目告示第 120 条第 2 項関係)</p> <p>① 走行用前照灯 (最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。) は、その全てを照射したときに、夜間にその前方 100m (除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、50m) の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。</p> <p>この場合において、<u>二輪自動車、側車付二輪自動車</u>、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、前照灯試験機 (走行用) を用いてアの計測の条件により計測 (前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測) し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するもの、この基準に適合するものとする。(細目告示第 120 条第 2 項第 1 号)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。</p> <p>ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。</p> <p>この場合において、<u>二輪自動車、側車付二輪自動車</u>、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、前照灯試験機 (走行用) を用いて①アの各号により自動車を計測したとき (前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測したとき) に、走行用前照灯 (四灯式にあっては、主走行用ビーム) の最高光度点が、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 270mm の鉛直面の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第 120 条第 3 項第 4 号関係)</p> <p>(参考図) (略)</p> <p>7-62-2-2 (略) 7-62-3 (略) 7-62-4 適用関係の整理</p>

新	旧
<p>(1) ~ (4) (略)</p> <p><u>(5) 平成 32 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く。）については、7-62-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。</u></p> <p><u>① 平成 27 年 6 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア UN R98、UN R112 又は UN R113 に基づく認定証を有する自動車</u></p> <p><u>イ アに掲げる協定規則に基づくⓂマークを有する装置を備えた自動車</u></p> <p><u>ウ 諸元表によりアに掲げる協定規則に適合していることが確認できるものを備える自動車</u></p> <p>7-62-5~7-62-8 (略)</p> <p>7-62-9 従前規定の適用⑤</p> <p><u>平成 32 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>① 平成 27 年 6 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア UN R98、UN R112 又は UN R113 に基づく認定証を有する自動車</u></p> <p><u>イ アに掲げる協定規則に基づくⓂマークを有する装置を備えた自動車</u></p> <p><u>ウ 諸元表によりアに掲げる協定規則に適合していることが確認できるものを備える自動車</u></p> <p>7-62-9-1 装備要件</p> <p><u>7-62-1 に同じ。</u></p> <p>7-62-9-2 性能要件</p> <p>7-62-9-2-1 テスタ等による審査</p> <p><u>走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>① 走行用前照灯（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。）は、その全てを照射したときに、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあつては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。</u></p> <p><u>この場合において、二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあつては、前照灯試験機（走行用）を用いてアの計測の条件により計測（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあつては、その他適切な方法により計測）し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>ア 7-62-2-1①アに同じ。</u></p> <p><u>イ 7-62-2-1①イに同じ。</u></p> <p><u>② 7-62-2-1②に同じ。</u></p> <p><u>③ 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。</u></p>	<p>(1) ~ (4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>7-62-5~7-62-8 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

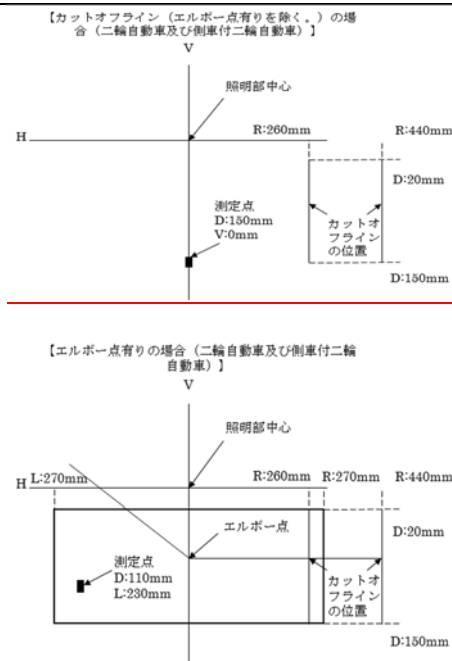
新	旧
<p><u>ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。</u></p> <p><u>この場合において、二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いて①アの各号により自動車を計測したとき（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測したとき）に、走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）の最高光度点が、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 270mm の鉛直面の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。</u></p> <p>7-62-9-2-2 視認等による審査 7-62-2-2 に同じ。</p> <p>7-62-9-3 取付要件（視認等による審査） 7-62-3 に同じ。</p> <p>7-63 すれ違い用前照灯 7-63-1（略） 7-63-2 性能要件 7-63-2-1 テスタ等による審査</p> <p>すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、①アにより計測することが困難な自動車又は7-62-2-1後段の規定の適用を受けた自動車であって、7-62-2-1①後段及び③後段の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあっては、視認等その他適切な方法により審査することができる。（保安基準第 32 条第 5 項関係、細目告示第 42 条第 6 項関係、細目告示第 120 条第 6 項関係）</p> <p>① すれ違い用前照灯（その光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものを除く。）は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあつては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</p> <p>この場合において、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車以外の自動車にあっては、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてア（ア）により計測し、イ（ア）に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>また、前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合に</p>	<p>7-63 すれ違い用前照灯 7-63-1（略） 7-63-2 性能要件 7-63-2-1 テスタ等による審査</p> <p>すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、①アにより計測することが困難な自動車であつて、7-62-2-1①後段及び③後段の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあっては、視認等その他適切な方法により審査することができる。（保安基準第 32 条第 5 項関係、細目告示第 42 条第 6 項関係、細目告示第 120 条第 6 項関係）</p> <p>① すれ違い用前照灯（その光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものを除く。）は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあつては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</p> <p>この場合において、<u>二輪自動車、側車付二輪自動車</u>、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車以外の自動車にあっては、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてア（ア）により計測し、イ（ア）に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>また、前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合に</p>

新	旧
<p>つては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いてア（イ）により計測し、イ（イ）に掲げる基準に適合するものは、当分の間、この基準に適合するものとする。（細目告示第120条第6項関係）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 計測値の判定</p> <p>（ア）前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができる場合</p> <p>a <u>カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の場合（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものを除く。）</u></p> <p>（a）～（b）（略）</p> <p>（参考図）（略）</p> <p>b <u>カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の場合（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものに限る。）</u></p> <p><u>（a）カットオフラインと「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方1.50°及び右方2.50°の鉛直面が交わる2つの位置が、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方0.11°及び下方0.86°の平面に挟まれた範囲内、又は、前方10mの位置において、カットオフラインと「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方260mm及び右方440mmの直線が交わる2つの位置が、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方20mm及び下方150mmの直線に挟まれた範囲内にあること。</u></p> <p><u>ただし、エルボ一点を有するものにあつては、その位置が、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方0.11°及び下方0.86°の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ1.55°の鉛直面に囲まれた範囲内、又は、前方10mの位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方20mm及び下方150mmの直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ270mmの直線に囲まれた範囲内にあるものであればよい。</u></p> <p><u>（b）エルボ一点を有するものを除き、すれ違い用前照灯の光度は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方0.86°の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」が交わる位置、又は、前方10mの位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方150mmの直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」が交わる位置において、1灯につき3,200cd以上であること。</u></p>	<p>つては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いてア（イ）により計測し、イ（イ）に掲げる基準に適合するものは、当分の間、この基準に適合するものとする。（細目告示第120条第6項関係）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 計測値の判定</p> <p>（ア）前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができる場合</p> <p>a カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の場合</p> <p>（a）～（b）（略）</p> <p>（参考図）（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

新	旧
<p><u>ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあっては、カットオフラインの位置は (a) の条件を満たすが光度が 3,200cd 未満となる場合に限り、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.53° 及び下方 1.19° の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.00° の鉛直面に囲まれた範囲内、又は、前方 10m の位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 90mm 及び下方 210mm の直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 180mm の直線に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1 灯につき 3,200cd 以上であればよい。</u></p> <p><u>(c) エルボ一点を有するすれ違い用前照灯の光度は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60° の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30° の鉛直面が交わる位置、又は、前方 10m の位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 110mm の直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 230mm の直線が交わる位置において、1 灯につき 3,200cd 以上であること。</u></p> <p><u>ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあっては、エルボ一点又はカットオフラインの位置は (a) の条件を満たすが光度が 3,200cd 未満となる場合に限り、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.27° 及び下方 0.93° の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 0.30° 及び左方 2.30° の鉛直面に囲まれた範囲内、又は、前方 10m の位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 50mm 及び下方 160mm の直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 50mm 及び左方 400mm の直線に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1 灯につき 3,200cd 以上であればよい。</u></p> <p><u>(参考図) 二輪自動車等のすれ違い用前照灯の判定値 [①イ (ア) b (a)、(b) 及び (c) 関係]</u></p>	

新

旧



c (略)

- (イ) 前照灯試験機 (すれ違い用) による計測を行うことができない場合
- a カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の場合 **は、次に掲げる全ての要件を満たすもの。(二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものを除く。)**
 (a) ~ (b) (略)
- b カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の場合は、次に掲げる (a) 又は (b) 及び (c) の要件を満たすもの。(二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものに限る。)
(a) 走行用前照灯が 7-62 に適合するもの。
(b) すれ違い用前照灯をスクリーン (試験機に附属のものを含む。)、壁等に照射することによりカットオフラインが「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方にあることを目視により確認できること。
(c) (ア) b (b) 又は (イ) b (c) に規定する位置 (当該位置を指定できない場合には、最高光度点) における光度が、1 灯につき、5,000cd 以上であること。
この場合において、5,000cd 未満であっても、次に掲げるも

b (略)

- (イ) 前照灯試験機 (すれ違い用) による計測を行うことができない場合
- a カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の場合
 (a) ~ (b) (略)
(新設)

新	旧
<p><u>のは、この基準に適合しているものとみなす。</u> <u>・7-62-2-1により計測した際に、走行用前照灯の最高光度点における光度が、1灯につき、15,000cd以上であるもの</u> <u>の</u> <u>c カットオフラインを有しないすれ違い用前照灯の場合は、次に掲げる全ての要件を満たすもの。(二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものを除く。)</u> <u>(a)～(b)(略)</u> <u>(参考図)(略)</u></p> <p>7-63-2-2 (略) 7-63-3 (略) 7-63-4 適用関係の整理 (1)～(6)(略) <u>(7)平成32年6月30日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車(次に掲げる自動車を除く。)</u>については、<u>7-63-11(従前規定の適用⑦)</u>の規定を適用する。 ① <u>平成27年6月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア UN R98、UN R112又はUN R113に基づく認定証を有する自動車</u> <u>イ アに掲げる協定規則に基づくⓐマークを有する装置を備えた自動車</u> <u>ウ 諸元表によりアに掲げる協定規則に適合していることが確認できるものを備える自動車</u></p> <p>7-63-5～7-63-10 (略) 7-63-11 従前規定の適用⑦ <u>平成32年6月30日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車(次に掲げる自動車を除く。)</u>については、<u>次の基準に適合するものであること。</u> ① <u>平成27年6月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア UN R98、UN R112又はUN R113に基づく認定証を有する自動車</u> <u>イ アに掲げる協定規則に基づくⓐマークを有する自動車</u> <u>ウ 諸元表によりアに掲げる協定規則に適合していることが確認できるものを備える自動車</u></p> <p>7-63-11-1 装備要件 7-63-1に同じ。 7-63-11-2 性能要件 7-63-11-2-1 テスタ等による審査 <u>すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、①アにより計測することが困難な自動車であって、7-62-2-1①後段及び③後段の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあっては、視認等その他適切な方法により審査することができる。</u> ① <u>すれ違い用前照灯(その光度が10,000cd以上である走行用前照灯を備える最高</u></p>	<p><u>b カットオフラインを有しないすれ違い用前照灯の場合</u> (a)～(b)(略) (参考図)(略)</p> <p>7-63-2-2 (略) 7-63-3 (略) 7-63-4 適用関係の整理 (1)～(6)(略) <u>(新設)</u></p> <p>7-63-5～7-63-10 (略) <u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>速度 20km/h 未満の自動車に備えるものを除く。）は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあつては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</u></p> <p><u>この場合において、二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車以外の自動車にあつては、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてア（ア）により計測し、イ（ア）に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>また、前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合にあつては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いてイ（イ）により計測し、イ（イ）に掲げる基準に適合するものは、当分の間、この基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>ア 7-63-2-1①アに同じ。</u></p> <p><u>イ 7-63-2-1①イ（ア）b 及び（イ）b を除く。）に同じ。</u></p> <p>7-63-11-2-2 視認等による審査 7-63-2-2 に同じ。</p> <p>7-63-11-3 取付要件（視認等による審査） 7-63-3 に同じ。</p> <p>7-64～7-116（略）</p> <p>第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車） 8-1～8-61（略）</p> <p>8-62 走行用前照灯 8-62-1（略） 8-62-2 性能要件 8-62-2-1 テスタ等による審査 走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、設備・体制整備等を行い審査の実施が可能となる環境が整うまでの間は、①後段及び③後段に規定する審査方法によることができる。</u>（保安基準第 32 条第 2 項関係）</p> <p>① 走行用前照灯（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。）は、その全てを照射したときに、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h</p>	<p>7-64～7-116（略）</p> <p>第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車） 8-1～8-61（略）</p> <p>8-62 走行用前照灯 8-62-1（略） 8-62-2 性能要件等 8-62-2-1 テスタ等による審査 走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 2 項関係）</p> <p>① 走行用前照灯（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。）は、その全てを照射したときに、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h</p>

新	旧
<p>未満の大型特殊自動車にあっては、50m) の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。</p> <p>この場合において、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いてアの計測の条件により計測（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測）し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 198 条第 2 項第 1 号）</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。</p> <p>ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。</p> <p>この場合において、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いて①アの各号により自動車を計測したとき（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測したとき）に、走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）の最高光度点が、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 270mm の鉛直面の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 198 条第 3 項第 4 号関係）</p> <p>（参考図）（略）</p> <p>8-62-2-2（略）</p> <p>8-62-3～8-62-4（略）</p> <p>8-63 すれ違い用前照灯</p> <p>8-63-1（略）</p> <p>8-63-2 性能要件</p> <p>8-63-2-1 テスタ等による審査</p> <p>すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、①アにより計測することが困難な自動車又は <u>8-62-2-1 後段の規定の適用を受けた自動車</u> であって、8-62-2-1①後段及び③後段の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあっては、視認等その他適切な方法により審査することができる。（保安基準第 32 条第 5 項関係、細目告示第 198 条第 6 項関係）</p> <p>① すれ違い用前照灯（その光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものを除く。）は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方</p>	<p>未満の大型特殊自動車にあっては、50m) の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。</p> <p>この場合において、<u>二輪自動車、側車付二輪自動車</u>、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いてアの計測の条件により計測（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測）し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 198 条第 2 項第 1 号）</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。</p> <p>ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。</p> <p>この場合において、<u>二輪自動車、側車付二輪自動車</u>、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いて①アの各号により自動車を計測したとき（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測したとき）に、走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）の最高光度点が、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 270mm の鉛直面の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 198 条第 3 項第 4 号関係）</p> <p>（参考図）（略）</p> <p>8-62-2-2（略）</p> <p>8-62-3～8-62-4（略）</p> <p>8-63 すれ違い用前照灯</p> <p>8-63-1（略）</p> <p>8-63-2 性能要件</p> <p>8-63-2-1 テスタ等による審査</p> <p>すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、①アにより計測することが困難な自動車であって、8-62-2-1①後段及び③後段の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあっては、視認等その他適切な方法により審査することができる。（保安基準第 32 条第 5 項関係、細目告示第 198 条第 6 項関係）</p> <p>① すれ違い用前照灯（その光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものを除く。）は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方</p>

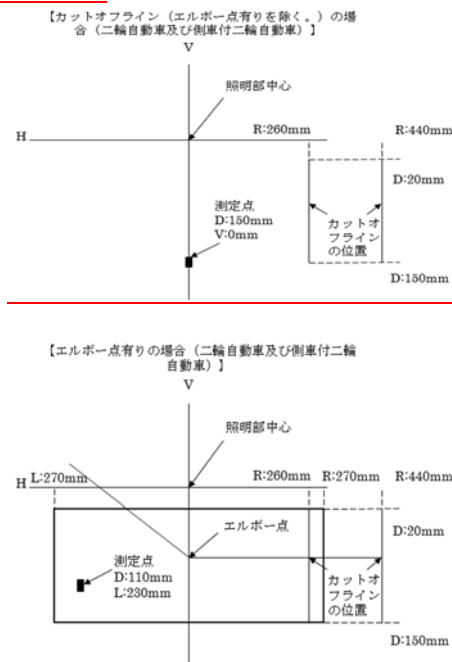
新	旧
<p>40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあつては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</p> <p>この場合において、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車以外の自動車にあつては、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてア（ア）により計測し、イ（イ）に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>また、前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合にあつては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いてア（イ）により計測し、イ（イ）に掲げる基準に適合するものは、当分の間、この基準に適合するものとする。（細目告示第 198 条第 6 項第 1 号関係）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 計測値の判定</p> <p>（ア）前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができる場合</p> <p> a <u>カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の場合（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものを除く。）</u></p> <p> (a) ～ (b)（略）</p> <p>（参考図）（略）</p> <p> b <u>カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の場合（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものに限る。）</u></p> <p> (a) <u>カットオフラインと「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50° 及び右方 2.50° の鉛直面が交わる 2 つの位置が、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° 及び下方 0.86° の平面に挟まれた範囲内、又は、前方 10m の位置において、カットオフラインと「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 260mm 及び右方 440mm の直線が交わる 2 つの位置が、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 20mm 及び下方 150mm の直線に挟まれた範囲内にあること。</u></p> <p> ただし、エルボ一点を有するものにあつては、その位置が、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° 及び下方 0.86° の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° の鉛直面に囲まれた範囲内、又は、前方 10m の位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 20mm 及び下方 150mm の直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 270mm の直線に囲まれた範囲内にあ</p>	<p>40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあつては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</p> <p>この場合において、<u>二輪自動車、側車付二輪自動車</u>、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車以外の自動車にあつては、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてア（ア）により計測し、イ（イ）に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>また、前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合にあつては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いてア（イ）により計測し、イ（イ）に掲げる基準に適合するものは、当分の間、この基準に適合するものとする。（細目告示第 198 条第 6 項第 1 号関係）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 計測値の判定</p> <p>（ア）前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができる場合</p> <p> a カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の場合</p> <p> (a) ～ (b)（略）</p> <p>（参考図）（略）</p> <p> <u>（新設）</u></p>

新	旧
<p><u>るものであればよい。</u></p> <p><u>(b) エルボ一点を有するものを除き、すれ違い用前照灯の光度は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.86° の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」が交わる位置、又は、前方 10m の位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 150mm の直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」が交わる位置において、1 灯につき 3,200cd 以上であること。</u></p> <p><u>ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあっては、カットオフラインの位置は (a) の条件を満たすが光度が 3,200cd 未満となる場合に限り、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.53° 及び下方 1.19° の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.00° の鉛直面に囲まれた範囲内、又は、前方 10m の位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 90mm 及び下方 210mm の直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 180mm の直線に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1 灯につき 3,200cd 以上であればよい。</u></p> <p><u>(c) エルボ一点を有するすれ違い用前照灯の光度は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60° の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30° の鉛直面が交わる位置、又は、前方 10m の位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 110mm の直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 230mm の直線が交わる位置において、1 灯につき 3,200cd 以上であること。</u></p> <p><u>ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあっては、エルボ一点又はカットオフラインの位置は (a) の条件を満たすが光度が 3,200cd 未満となる場合に限り、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.27° 及び下方 0.93° の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 0.30° 及び左方 2.30° の鉛直面に囲まれた範囲内、又は、前方 10m の位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 50mm 及び下方 160mm の直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直</u></p>	

新

面」より左方 50mm 及び左方 400mm の直線に囲まれた範囲内の
いずれかの位置において、1 灯につき 3,200cd 以上であれば
よい。

(参考図) 二輪自動車等のすれ違い用前照灯の判定値〔①イ (ア) b
(a)、(b) 及び (c) 関係〕



c (略)

- (イ) 前照灯試験機 (すれ違い用) による計測を行うことができない場合
 - a カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の場合は、次に掲げる全ての要件を満たすもの。(二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものを除く。)
 - (a) ~ (b) (略)
 - b カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の場合は、次に掲げる (a) 又は (b) 及び (c) の要件を満たすもの。(二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものに限る。)
 - (a) 走行用前照灯が 8-62 に適合するもの。
 - (b) すれ違い用前照灯をスクリーン (試験機に附属のものを含む。)、壁等に照射することによりカットオフラインが「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方にある

旧

b (略)

- (イ) 前照灯試験機 (すれ違い用) による計測を行うことができない場合
 - a カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の場合
 - (a) ~ (b) (略)
- (新設)

新	旧
<p><u>ことを目視により確認できること。</u> <u>(c) (ア) b (b) 又は (ア) b (c) に規定する位置（当該位置を指定できない場合には、最高光度点）における光度が、1 灯につき、5,000cd 以上であること。</u> <u>この場合において、5,000cd 未満であっても、次に掲げるものは、この基準に適合しているものとみなす。</u> <u>・7-62-2-1 により計測した際に、走行用前照灯の最高光度点における光度が、1 灯につき、15,000cd 以上であるもの</u> <u>c カットオフラインを有しないすれ違い用前照灯の場合は、次に掲げる全ての要件を満たすもの。（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものを除く。）</u> (a) ～ (b) (略) (参考図) (略)</p> <p>8-63-2-2 (略) 8-63-3～8-63-4 (略)</p> <p>8-64～8-116 (略)</p> <p>第9章～第11章 (略)</p> <p>別表1～別表9 (略)</p> <p>様式1～様式13 (略)</p> <p>別添1 (略)</p> <p>別添2</p> <p style="text-align: center;">新規検査等提出書面審査要領</p> <p>1. (略) 2. 用語の定義 この要領における用語の定義は、本則 1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 「個別届出自動車」とは、4. (1) <u>又は (3)</u> の自動車をいう。 (3) 「代表届出自動車」とは、4. (2) <u>又は (4)</u> の自動車をいう。 (4) ～ (5) (略) 3. 附則の適用 自動車の種類に応じて、それぞれの附則を適用するものとする。 ①～② (略)</p>	<p>b カットオフラインを有しないすれ違い用前照灯の場合 (a) ～ (b) (略) (参考図) (略)</p> <p>8-63-2-2 (略) 8-63-3～8-63-4 (略)</p> <p>8-64～8-116 (略)</p> <p>第9章～第11章 (略)</p> <p>別表1～別表9 (略)</p> <p>様式1～様式13 (略)</p> <p>別添1 (略)</p> <p>別添2</p> <p style="text-align: center;">新規検査等提出書面審査要領</p> <p>1. (略) 2. 用語の定義 この要領における用語の定義は、本則 1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 「個別届出自動車」とは、4. (1) の自動車をいう。 (3) 「代表届出自動車」とは、4. (2) の自動車をいう。 (4) ～ (5) (略) 3. 附則の適用 自動車の種類に応じて、それぞれの附則を適用するものとする。 ①～② (略)</p>

新					旧				
<p>③ 事前届出対象自動車のうち、4. (3) <u>又は(4)</u>の自動車 附則3 事前提出書面の審査(使用の過程にある<u>自動車(用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車)</u>)</p> <p>④ 事前届出対象自動車のうち、4. <u>(5)</u>の自動車 附則4 事前提出書面の審査(特定の被牽引自動車)</p> <p>4. 事前届出対象自動車 本則1-3で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。 (1) 技術基準等の審査を要する自動車(個別届出自動車) <u>新規検査又は予備検査(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。)</u>の申請をおこなう指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等(次表に掲げるものに限り。)に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。 ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車(技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。)を除く。 また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。 ①～⑤(略) <u>⑥ 構造・装置の変更等が法第63条の3の規定に基づく改善措置により行われる場合</u></p>					<p>③ 事前届出対象自動車のうち、4. (3)の自動車 附則3 事前提出書面の審査(使用の過程にある牽引自動車)</p> <p>④ 事前届出対象自動車のうち、4. (4)の自動車 附則4 事前提出書面の審査(特定の被牽引自動車)</p> <p>4. 事前届出対象自動車 本則1-3で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。 (1) 技術基準等の審査を要する自動車(個別届出自動車) 指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等(次表に掲げるものに限り。)に適合しているかどうかを、書面等により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。 ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車(技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。)を除く。 また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。 ①～⑤(略) <u>(新設)</u></p>				
保安基準	審査事務規程	技術基準等(技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則)	3. ②適用自動車	3. ③適用自動車	保安基準	審査事務規程	技術基準等(細目告示別添及び協定規則)		
第4条の2 軸重等	6-5、7-5 軸重等	細目告示別添114	牽引自動車の軸重に関する技術基準	○	○	第4条の2 軸重等	6-5、7-5 軸重等	細目告示別添114	牽引自動車の軸重に関する技術基準
第8条 原動機及び動力伝達装置	6-9、7-9 原動機及び動力伝達装置	細目告示別添95	自動車の走行性能の技術基準(原動機の出力が小さくなる変更又は車両総重量の許容限度が大きくなる変更があるものに限り。)	○	○	第8条 原動機及び動力伝達装置	6-9、7-9 原動機及び動力伝達装置	細目告示別添95	自動車の走行性能の技術基準(原動機の出力が小さくなる変更又は車両総重量の許容限度が大きくなる変更があるものに限り。)
		細目告示別添96	連結車両の走行性能の技術基準	○	○			細目告示別添96	連結車両の走行性能の技術基準
	6-10、7-10 速度抑制装置	細目告示別添1	大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準	○	○	6-10、7-10 速度抑制装置	細目告示別添1	大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準	
第9条 走行装置等	6-11、7-11 走行装置	UN R141	タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則	○	○	第9条 走行装置等	6-11、7-11 走行装置	UN R141	タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則

新						旧				
第 11 条 かじ取装置	6-13、7-13 かじ取装置	細目告示 別添 6	衝撃吸収式かじ取装置の技術基準	○	○	第 11 条 かじ取装置	6-13、7-13 かじ取装置	(新設)	(新設)	
		UN R12	かじ取装置のフルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○			UN R12	かじ取装置のフルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	
		UN R79	かじ取装置に係る協定規則	○	○			UN R79	かじ取装置に係る協定規則	
第 11 条の 2 施錠装置等	6-14、7-14 施錠装置等	細目告示 別添 8	二輪自動車等の施錠装置の技術基準	○	＝	第 11 条の 2 施錠装置等	6-14、7-14 施錠装置等	細目告示 別添 8	二輪自動車等の施錠装置の技術基準	
		細目告示 別添 7	四輪自動車等の施錠装置の技術基準	○	＝			細目告示 別添 7	四輪自動車等の施錠装置の技術基準	
		細目告示 別添 9	イモビライザの技術基準	○	○			細目告示 別添 9	イモビライザの技術基準	
第 12 条 制動装置	6-15、7-15 トラック・バスの制動装置	細目告示 別添 10	トラック及びバスの制動装置の技術基準	○	○	第 12 条 制動装置	6-15、7-15 トラック・バスの制動装置	(新設)	(新設)	
		細目告示 別添 11	アンチロックブレーキシステムの技術基準	○	○			(新設)	(新設)	
		UN R13	トラック、バス及びトレーラの制動装置に係る協定規則	○	○			UN R13	トラック、バス及びトレーラの制動装置に係る協定規則	
		細目告示 別添 113	衝突被害軽減制動制御装置の技術基準	○	○			細目告示 別添 113	衝突被害軽減制動制御装置の技術基準	
		UN R131	衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則	○	○			UN R131	衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則	
	6-16、7-16 乗用車の制動装置	乗用車の制動装置	技術基準 通達別添 7 の 2	乗用車の制動装置の技術基準	○	○	6-16、7-16 乗用車の制動装置	乗用車の制動装置	(新設)	(新設)
			技術基準 通達別添 7	乗用車の制動装置の技術基準	○	○			(新設)	(新設)
			細目告示 別添 12	乗用車の制動装置の技術基準	○	○			(新設)	(新設)
			UN R13H	乗用車の制動装置に係る協定規則	○	○			UN R13H	乗用車の制動装置に係る協定規則
			UN R139	ブレーキアシストシステムに係る協定規則	○	○			UN R139	ブレーキアシストシステムに係る協定規則
			UN R140	横滑り防止装置に係る協定規則	○	○			UN R140	横滑り防止装置に係る協定規則
	6-17、7-17 二輪車の制動装置	二輪車の制動装置	細目告示 別添 13	二輪車の制動装置の技術基準	○	＝	6-17、7-17 二輪車の制動装置	二輪車の制動装置	(新設)	(新設)
			UN R78	二輪自動車等の制動装置に係る協定規則	○	＝			UN R78	二輪自動車等の制動装置に係る協定規則
	6-18、7-18 大型特殊自動車等の制動装置	大型特殊自動車等の制動装置	細目告示 別添 14	制動液漏れ警報装置の技術基準	○	○	6-18、7-18 大型特殊自動車等の制動装置	大型特殊自動車等の制動装置	細目告示 別添 14	制動液漏れ警報装置の技術基準
	6-19、7-19 被牽引自動	被牽引自動	細目告示 別添 15	トレーラの制動装置の技術基準	○	○	6-19、7-19 被牽引自動	被牽引自動	(新設)	(新設)

新						旧					
	車の制動装置	細目告示別添 11	<u>アンチロックブレーキシステムの技術基準</u>	<u>○</u>	<u>○</u>		車の制動装置	(新設)	(新設)		
		UN R13	トラック、バス及びトレーラの制動装置に係る協定規則	<u>○</u>	<u>○</u>			UN R13	トラック、バス及びトレーラの制動装置に係る協定規則		
第 13 条	6-20、7-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置	細目告示別添 93	<u>連結車両の制動作動おくれ防止の技術基準</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	第 13 条	6-20、7-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置	(新設)	(新設)		
		UN R13	トラック、バス及びトレーラの制動装置に係る協定規則	<u>○</u>	<u>○</u>			UN R13	トラック、バス及びトレーラの制動装置に係る協定規則		
第 15 条	6-22、7-22 燃料装置	細目告示別添 16	乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準	<u>○</u>	<u>○</u>	第 15 条	6-22、7-22 燃料装置	細目告示別添 16	乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準		
		細目告示別添 17	衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準	<u>○</u>	<u>○</u>			細目告示別添 17	衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準		
		UN R34	車両火災の防止に係る協定規則	<u>○</u>	<u>○</u>			UN R34	車両火災の防止に係る協定規則		
		UN R137	<u>フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則</u>	<u>○</u>	<u>○</u>			(新設)	(新設)		
		UN R94	<u>オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則</u>	<u>○</u>	<u>○</u>			(新設)	(新設)		
		UN R95	<u>側面衝突時の乗員保護に係る協定規則</u>	<u>○</u>	<u>○</u>			(新設)	(新設)		
		UN R135	<u>ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則</u>	<u>○</u>	<u>○</u>			(新設)	(新設)		
第 17 条	6-24、7-24 高圧ガスの燃料装置	細目告示別添 18	自動車燃料ガス容器取付部の技術基準	<u>○</u>	<u>＝</u>	第 17 条	6-24、7-24 高圧ガスの燃料装置	細目告示別添 18	自動車燃料ガス容器取付部の技術基準		
		細目告示別添 19	<u>自動車燃料ガス容器の気密・換気の技術基準</u>	<u>○</u>	<u>＝</u>			(新設)	(新設)		
		UN R110	圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る協定規則	<u>○</u>	<u>○</u>			UN R110	圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る協定規則		
		細目告示別添 100	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準	<u>○</u>	<u>○</u>			細目告示別添 100	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準		
		細目告示別添 118	<u>圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置の技術基準</u>	<u>○</u>	<u>○</u>			(新設)	(新設)		
		細目告示別添 17	<u>衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準</u>	<u>○</u>	<u>○</u>			(新設)	(新設)		
		GTR13	水素及び燃料電池自動車に関する世界統一技術規則	<u>○</u>	<u>○</u>			GTR13	水素及び燃料電池自動車に関する世界統一技術規則		
		UN R134	水素燃料自動車の安全基準に係る協定規則	<u>○</u>	<u>○</u>			UN R134	水素燃料自動車の安全基準に係る協定規則		
		UN R135	<u>ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則</u>	<u>○</u>	<u>○</u>			(新設)	(新設)		
第 17 条の 2	6-25、7-25 電気装置	細目告示別添 110	電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の高電圧からの乗車	<u>○</u>	<u>＝</u>	第 17 条の 2	6-25、7-25 電気装置	細目告示別添 110	電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の高電圧からの乗車		

新					旧				
電気装置			人員の保護に関する技術基準			電気装置			人員の保護に関する技術基準
		<u>細目告示別添101</u>	<u>燃料電池自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準</u>	<u>○</u>	<u>○</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
		細目告示別添111	電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準	<u>○</u>	<u>○</u>		細目告示別添111	電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準	
		UN R100	バッテリー式電気自動車に係る協定規則	<u>○</u>	<u>○</u>		UN R100	バッテリー式電気自動車に係る協定規則	
		UN R12	かじ取装置のフルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	<u>○</u>	<u>○</u>		UN R12	かじ取装置のフルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	
		UN R94	オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	<u>○</u>	<u>○</u>		UN R94	オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	
		UN R95	側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	<u>○</u>	<u>○</u>		UN R95	側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	
		UN R136	バッテリー式電気二輪自動車に係る協定規則	<u>○</u>	<u>＝</u>		UN R136	バッテリー式電気二輪自動車に係る協定規則	
	<u>UN R137</u>	<u>フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則</u>	<u>○</u>	<u>○</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		
第18条 車枠及び 車体	6-27、6-28、 6-29、6-30、 7-27、7-28、 7-29、7-30 衝突時の車 枠及び車体 の乗員保護 性能	<u>細目告示別添23</u>	<u>前面衝突時の乗員保護の技術基準</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	第18条 車枠及び 車体	6-27、6-28、 6-29、6-30、 7-27、7-28、 7-29、7-30 衝突時の車 枠及び車体 の乗員保護 性能	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		UN R137	前面衝突時の乗員保護の技術基準	<u>○</u>	<u>○</u>	UN R137	前面衝突時の乗員保護の技術基準		
		<u>細目告示別添104</u>	<u>オフセット衝突時の乗員保護の技術基準</u>	<u>○</u>	<u>○</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
		UN R94	オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	<u>○</u>	<u>○</u>	UN R94	オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則		
		<u>細目告示別添24</u>	<u>側面衝突時の乗員保護装置の技術基準</u>	<u>○</u>	<u>○</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
		UN R95	側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	<u>○</u>	<u>○</u>	UN R95	側面衝突時の乗員保護に係る協定規則		
		UN R135	ボールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	<u>○</u>	<u>○</u>	UN R135	ボールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則		
6-31、7-31 車枠及び車 体の歩行者 保護性能	細目告示別添99	歩行者頭部及び脚部保護の技術基準	<u>○</u>	<u>○</u>	6-31、7-31 車枠及び車 体の歩行者 保護性能	細目告示別添99	歩行者頭部及び脚部保護の技術基準		
	UN R127	歩行者保護に係る協定規則	<u>○</u>	<u>○</u>	UN R127	歩行者保護に係る協定規則			
6-31の2、 7-31の2 転覆時の車 枠及び車体 の乗員保護 性能	UN R66	バスの車両転覆時の車体強度に係る技術基準	<u>○</u>	<u>＝</u>	6-31の2、 7-31の2 転覆時の車 枠及び車体 の乗員保護 性能	UN R66	バスの車両転覆時の車体強度に係る技術基準		

新					旧				
第 18 条 の 2 巻込防止 装置等	6-34、7-34 突入防止装 置	技術基準 通達別添 19	突入防止装置の技術基準	<u>○</u>	<u>○</u>	第 18 条 の 2 巻込防止 装置等	6-34、7-34 突入防止装 置	(新設)	(新設)
		細目告示 別添 25	突入防止装置の技術基準	<u>○</u>	<u>○</u>			(新設)	(新設)
		細目告示 別添 26	突入防止装置取付装置の技術基 準	<u>○</u>	<u>○</u>			(新設)	(新設)
		UN R58	突入防止装置に係る協定規則 (本則 7-34-2-2 (3) を適用する 自動車若しくは UN R58 の 2.3. (a) 又は (b) を適用する自動車 を除く。)	<u>○</u>	<u>○</u>			UN R58	突入防止装置に係る協定規則 (本則 7-34-2-2 (3) を適用する 自動車若しくは UN R58 の 2.3. (a) 又は (b) を適用する自動車 を除く。)
6-35、7-35 前部潜り込 み防止装置	細目告示 別添 107	前部潜り込み防止装置の技術基 準	<u>○</u>	<u>○</u>	6-35、7-35 前部潜り込 み防止装置	細目告示 別添 107	前部潜り込み防止装置の技術基 準	<u>○</u>	<u>○</u>
	細目告示 別添 108	前部潜り込み防止装置取付装置 の技術基準	<u>○</u>	<u>○</u>		(新設)	(新設)		
第 20 条 乗車装置	6-37、7-37 乗車装置	細目告示 別添 28	インストルメントパネルの衝撃 吸収の技術基準	<u>○</u>	<u>○</u>	第 20 条 乗車装置	6-37、7-37 乗車装置	細目告示 別添 28	インストルメントパネルの衝撃 吸収の技術基準
		細目告示 別添 87	サンバイザの衝撃吸収の技術基 準	<u>○</u>	<u>○</u>			細目告示 別添 87	サンバイザの衝撃吸収の技術基 準
第 21 条 運転者席	6-38、7-38 運転者席	UN R125	前方視界に係る協定規則	<u>○</u>	<u>＝</u>	第 21 条 運転者席	6-38、7-38 運転者席	UN R125	前方視界に係る協定規則
第 22 条 座席	6-39、7-39 座席	技術基準 通達別添 22	座席及び座席取付装置の技術基 準	<u>○</u>	<u>○</u>	第 22 条 座席	6-39、7-39 座席	(新設)	(新設)
		技術基準 通達別添 23	シートバック後面の衝撃吸収の 技術基準	<u>○</u>	<u>○</u>			(新設)	(新設)
		細目告示 別添 30	座席及び座席取付装置の技術基 準	<u>○</u>	<u>○</u>			(新設)	(新設)
		UN R17	座席及び座席取付装置に係る協 定規則	<u>○</u>	<u>○</u>			UN R17	座席及び座席取付装置に係る協 定規則
		UN R80	バスの座席及び座席取付装置に 係る協定規則	<u>○</u>	<u>○</u>			UN R80	バスの座席及び座席取付装置に 係る協定規則
第 22 条 の 3 座席ベル ト等	6-41、7-41 座席ベルト 等	細目告示 別添 31	座席ベルト取付装置の技術基準	<u>○</u>	<u>○</u>	第 22 条 の 3 座席ベル ト等	6-41、7-41 座席ベルト 等	(新設)	(新設)
		細目告示 別添 32	座席ベルトの技術基準	<u>○</u>	<u>○</u>			(新設)	(新設)
		細目告示 別添 33	運転者席の座席ベルトの非装着 時警報装置の技術基準	<u>○</u>	<u>○</u>			(新設)	(新設)
		UN R14	座席ベルト取付装置に係る協定 規則	<u>○</u>	<u>○</u>			UN R14	座席ベルト取付装置に係る協定 規則
		UN R16	座席ベルトに係る協定規則	<u>○</u>	<u>○</u>			UN R16	座席ベルトに係る協定規則
第 22 条	6-43、7-43	技術基準	頭部後傾抑止装置の技術基準	<u>○</u>	<u>○</u>	第 22 条	6-43、7-43	(新設)	(新設)

新					旧				
の4 頭部後傾 抑止装置 等	頭部後傾抑 止装置	<u>通達別添 27</u>			の4 頭部後傾 抑止装置 等	頭部後傾抑 止装置			
		細目告示 別添34	頭部後傾抑止装置の技術基準	○			○	細目告示 別添34	
第22条 の5 年少者用 補助乗車 装置等	6-44、7-44 年少者用補 助乗車装置 等	<u>細目告示 別添35</u>	<u>年少者用補助乗車装置の技術基 準</u>	○	第22条 の5 年少者用 補助乗車 装置等	6-44、7-44 年少者用補 助乗車装置 等	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
		UN R44	年少者用補助乗車装置に係る協 定規則	○			UN R44	年少者用補助乗車装置に係る協 定規則	
		UN R129	改良型年少者用補助乗車装置に 係る協定規則	○			UN R129	改良型年少者用補助乗車装置に 係る協定規則	
		UN R14	座席ベルト取付装置に係る協定 規則	○			UN R14	座席ベルト取付装置に係る協定 規則	
		UN R145	年少者用補助乗車装置取付具に 係る協定規則	○			UN R145	年少者用補助乗車装置取付具に 係る協定規則	
第25条 乗降口	6-47、7-47 乗降口	<u>技術基準 通達別添 29の2</u>	<u>とびらの開放防止の技術基準</u>	○	第25条 乗降口	6-47、7-47 乗降口	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
		<u>細目告示 別添36</u>	<u>とびらの開放防止の技術基準</u>	○			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
		UN R11	ドアラッチ及びヒンジに係る協 定規則	○			UN R11	ドアラッチ及びヒンジに係る協 定規則	
第29条 窓ガラス	6-51、7-51 窓ガラス	細目告示 別添37	窓ガラスの技術基準	○	第29条 窓ガラス	6-51、7-51 窓ガラス	細目告示 別添37	窓ガラスの技術基準	
		UN R43	窓ガラスに係る協定規則	○			UN R43	窓ガラスに係る協定規則	
第32条 前照灯等	6-62、7-62 走行用前照 灯	UN R98	放電灯式前照灯に係る協定規則	○	第32条 前照灯等	6-62、7-62 走行用前照 灯	UN R98	放電灯式前照灯に係る協定規則	
		UN R112	非対称配光型前照灯に係る協 定規則	○			UN R112	非対称配光型前照灯に係る協 定規則	
	6-63、7-63 すれ違い用 前照灯	UN R98	放電灯式前照灯に係る協定規則	○	6-63、7-63 すれ違い用 前照灯	UN R98	放電灯式前照灯に係る協定規則		
		UN R112	非対称配光型前照灯に係る協 定規則	○		UN R112	非対称配光型前照灯に係る協 定規則		
	6-64、7-64 配光可変型 前照灯	UN R123	配光可変型前照灯に係る協定規 則	○	6-64、7-64 配光可変型 前照灯	UN R123	配光可変型前照灯に係る協定規 則		
	6-66、7-66 前照灯洗浄 器	細目告示 別添55	前照灯洗浄器の技術基準	○	6-66、7-66 前照灯洗浄 器	細目告示 別添55	前照灯洗浄器の技術基準		
		細目告示 別添56	前照灯洗浄器及び前照灯洗浄 器取付装置の技術基準	○		細目告示 別添56	前照灯洗浄器及び前照灯洗浄 器取付装置の技術基準		
	第43条 警音器	6-93、7-93 警音器	UN R28	警音器に係る協定規則	○	第43条 警音器	6-93、7-93 警音器	UN R28	警音器に係る協定規則
細目告示 別添74			警音器の警報音発生装置の技術 基準	○	細目告示 別添74			警音器の警報音発生装置の技術 基準	
細目告示 別添75			警音器の技術基準	○	細目告示 別添75			警音器の技術基準	
第43条 の5	6-97、7-97 盗難発生警	細目告示 別添78	盗難発生警報装置の技術基準	○	第43条 の5	6-97、7-97 盗難発生警	細目告示 別添78	盗難発生警報装置の技術基準	○

新						旧					
盗難発生 警報装置	報装置					盗難発生 警報装置	報装置				
第 43 条 の 6 車線逸脱 警報装置	6-98、7-98 車線逸脱警 報装置	UN R130	車線逸脱警報装置に係る協定規則	○	○	第 43 条 の 6 車線逸脱 警報装置	6-98、7-98 車線逸脱警 報装置	UN R130	車線逸脱警報装置に係る協定規則		
第 43 条 の 7 車両接近 警報装置	6-98 の 2、 7-98 の 2 車両接近警 報装置	UN R138	静音性車両に係る協定規則	○	＝	第 43 条 の 7 車両接近 警報装置	6-98 の 2、 7-98 の 2 車両接近警 報装置	UN R138	静音性車両に係る協定規則		
第 44 条 後写鏡等	6-99、7-99 後写鏡	UN R46	間接視界に係る協定規則	○	○	第 44 条 後写鏡等	6-99、7-99 後写鏡	UN R46	間接視界に係る協定規則		
		細目告示 別添 79	衝撃緩和式後写鏡の技術基準	○	＝			細目告示 別添 79	衝撃緩和式後写鏡の技術基準		
		細目告示 別添 80	車室内後写鏡の衝撃緩和の技術 基準	○	○			細目告示 別添 80	車室内後写鏡の衝撃緩和の技術 基準		
第 45 条 窓ふき器 等	6-101、7- 101 窓ふき器等	細目告示 別添 84	乗用車等の窓ふき器及び洗浄液 噴射装置の技術基準	○	＝	第 45 条 窓ふき器 等	6-101、7- 101 窓ふき器等	細目告示 別添 84	乗用車等の窓ふき器及び洗浄液 噴射装置の技術基準		
		細目告示 別添 86	デフロスタの技術基準	○	＝			細目告示 別添 86	デフロスタの技術基準		
		細目告示 別添 85	バス及びトラックの洗浄液噴射 装置の技術基準	○	＝			細目告示 別添 85	バス及びトラックの洗浄液噴射 装置の技術基準		
第 46 条 速度計等	6-102、7- 102 速度計等	UN R39	速度計に係る協定規則	○	＝	第 46 条 速度計等	6-102、7- 102 速度計等	UN R39	速度計に係る協定規則		
		細目告示 別添 88	速度計の技術基準	○	＝			細目告示 別添 88	速度計の技術基準		
第 48 条 の 2 運行記録 計	6-105、7- 105 運行記録計	細目告示 別添 89	運行記録計の技術基準	○	＝	第 48 条 の 2 運行記録 計	6-105、7- 105 運行記録計	細目告示 別添 89	運行記録計の技術基準		
第 48 条 の 3 速度表示 装置	6-106、7- 106 速度表示装 置	細目告示 別添 90	速度表示装置の技術基準	○	＝	第 48 条 の 3 速度表示 装置	6-106、7- 106 速度表示装 置	細目告示 別添 90	速度表示装置の技術基準		
注：「技術基準等」欄の協定規則及び細目告示別添のうち、改正前の技術基準等が適用される場合には、上表の技術基準等に代えて適合性の審査を行うものとする。						注：「技術基準等」欄の協定規則のうち、改正前の細目告示別添の技術基準が適用される場合には、上表の細目告示別添の技術基準に代えて適合性の審査を行うものとする。					
(2) (略)						(2) (略)					
(3) 使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車に限る。）（個別届出自動車）						(3) 使用の過程にある牽引自動車					
次の①又は②に掲げる自動車であって、使用の過程にある自動車及び法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車をいう。											
ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に											

新	旧
<p><u>影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。</u></p> <p><u>① 自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が次表に掲げる技術基準等に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める<u>牽引</u>自動車をいう。</u></p> <p>表（略）</p> <p><u>② 次に掲げる変更により、当該自動車に適用される技術基準等（(1)の表に掲げるもの。）の適合性について書面により改めて審査する必要があると認める自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）。</u></p> <p><u>ア 用途、乗車定員、車両総重量の変更（(7)から（カ）の別）</u></p> <p><u>（ア）乗車定員9人以下の乗用自動車</u></p> <p><u>（イ）乗車定員10人以上かつ車両総重量が5.0t以下の乗用自動車</u></p> <p><u>（ロ）乗車定員10人以上かつ車両総重量が5.0tを超える乗用自動車</u></p> <p><u>（エ）車両総重量が3.5t以下の貨物自動車</u></p> <p><u>（オ）車両総重量が3.5tを超え12.0t以下の貨物自動車</u></p> <p><u>（カ）車両総重量が12.0tを超える貨物自動車</u></p> <p><u>イ 乗車定員の変更（11人以上、10人の別）</u></p> <p><u>ウ 自動車の種別の変更（普通、小型、軽の別）</u></p> <p><u>(4) 使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車に限る。）（代表届出自動車）</u></p> <p><u>(3)の自動車であって、自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車が複数台数あることから代表届出する自動車をいう。</u></p> <p><u>(5)（略）</u></p> <p>5.（略）</p> <p>附則1</p> <p style="text-align: center;">当日提出書面の審査 （事前届出対象自動車以外の自動車）</p> <p>1. 目的 この附則は、指定自動車等（事前届出対象自動車を除く。）の新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の申請を行おうとする者、<u>又は、本要領4.（3）に定めるものにあつては、新規検査、予備検査又は構造等変更検査の申請を行おうとする者</u>から、当該自動車の構造・装置の内容について当該検査に係る審査を行う際に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。</p> <p>2. 用語の定義 この附則における用語の定義は、本要領2.に定めるもののほか、次に定めるところ</p>	<p><u>使用の過程にある牽引自動車であつて、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が次表に掲げる技術基準等に適合しているかどうかを、書面等により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。</u></p> <p>表（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>(4)（略）</u></p> <p>5.（略）</p> <p>附則1</p> <p style="text-align: center;">当日提出書面の審査 （事前届出対象自動車以外の自動車）</p> <p>1. 目的 この附則は、指定自動車等（事前届出対象自動車を除く。）の新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について当該検査に係る審査を行う際に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。</p> <p>2. 用語の定義 この附則における用語の定義は、本要領2.に定めるもののほか、次に定めるところ</p>

新	旧								
<p>による。</p> <p>(1)「新規検査等」とは、新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）<u>及び本要領4.(3)に定めるものにあつては、新規検査、予備検査又は構造等変更検査をいう。</u></p> <p>3. 届出書等</p> <p>3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料 本則4-13-1(2)で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。</p> <table border="1" data-bbox="235 499 1104 534"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>備考 (1)～(11) (略)</p> <p><u>(12) 本要領4.(3)に定める自動車であつて次に掲げるものにあつては、本表における添付資料を省略することができる。</u></p> <p><u>① 事前審査管理番号を有する代表届出自動車</u> <u>② 事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車</u></p> <p><u>(13) (略)</u></p> <p>3.2. (略)</p> <p>4. 届出書等の記載要領等</p> <p>4.1. 新規検査等届出書（第1号様式（その1）） (1)～(2) (略)</p> <p>(3)「型式・類別（類別区分番号）」欄の類別（類別区分番号）は、自動車製作者が出荷した時点の類別（類別区分番号）が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>④ 自動車予備検査証、自動車検査証又は登録識別情報等通知書に類別（類別区分番号）が記載されていないもの。</u></p> <p>(4)～(12) (略)</p> <p>4.2. (略)</p> <p>4.3. 自動車を特定する書面 完成検査終了証、排出ガス検査終了証、譲渡証明書、出荷検査証、<u>輸入自動車特別取扱届出済書、自動車予備検査証、自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書等</u>が提示されていること。</p> <p>4.4.～4.15. (略)</p> <p>5.～6. (略)</p> <p>附則2 (略)</p> <p>附則3</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>による。</p> <p>(1)「新規検査等」とは、新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）をいう。</p> <p>3. 届出書等</p> <p>3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料 本則4-13-1(2)で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。</p> <table border="1" data-bbox="1207 499 2076 534"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>備考 (1)～(11) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p>3.2. (略)</p> <p>4. 届出書等の記載要領等</p> <p>4.1. 新規検査等届出書（第1号様式（その1）） (1)～(2) (略)</p> <p>(3)「型式・類別（類別区分番号）」欄の類別（類別区分番号）は、自動車製作者が出荷した時点の類別（類別区分番号）が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4)～(12) (略)</p> <p>4.2. (略)</p> <p>4.3. 自動車を特定する書面 完成検査終了証、排出ガス検査終了証、譲渡証明書、出荷検査証<u>又は</u>輸入自動車特別取扱届出済書等が提示されていること。</p> <p>4.4.～4.15. (略)</p> <p>5.～6. (略)</p> <p>附則2 (略)</p> <p>附則3</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)						
(略)	(略)	(略)	(略)						

新			旧			
事前提出書面の審査 (使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車(用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車))			事前提出書面の審査 (使用の過程にある牽引自動車)			
<p>1. 目的 この附則は、事前届出対象自動車(本要領4.(3)又は(4)の自動車に限る。)の新規検査、予備検査又は構造等変更検査の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について事前に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 届出書等</p> <p>3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料 本則4-13-2(4)で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。</p>			<p>1. 目的 この附則は、事前届出対象自動車(本要領4.(3)の自動車に限る。)の新規検査、予備検査又は構造等変更検査の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について事前に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 届出書等</p> <p>3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料 本則4-13-2(4)で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。</p>			
	区分	別添2 4.(3)① の自動車	別添2 4.(3)② の自動車	区分	牽引 自動車	(新設)
	新規検査等届出書(第1号様式(その1及びその2))	○	○	新規検査等届出書(第1号様式(その1及びその2))	○	
	自動車を特定する書面	○	○	自動車を特定する書面	○	
添 付 資 料	諸元表又は車両諸元要目表	○	△	諸元表又は車両諸元要目表	○	
	外観図	△	△	外観図	△	
	重量分布計算に関する書面	△	△	重量分布計算に関する書面	△	
	最大安定傾斜角度に関する書面	△	△	最大安定傾斜角度に関する書面	△	
	最小回転半径に関する書面	△	△	最小回転半径に関する書面	△	
	連結車両総重量及び牽引重量計算書(第2号様式)	△	＝	連結車両総重量及び牽引重量計算書(第2号様式)	△	
	施行規則第36条第5項に規定する書面(騒音規制)	※1	※1	(新規)		(新設)
	施行規則第36条第6項に規定する書面(排出ガス規制)	※1	※1	(新規)		
	技術基準等への適合性を証する書面	○	○	技術基準等への適合性を証する書面	○	
「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」(平成27年3月31日付け国自技第201号国自整第350号)に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面	△	＝	「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」(平成27年3月31日付け国自技第201号国自整第350号)に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面	△		
連結検討書(第3号様式)又は諸元表中の「トレーラ及びトラクタの連結可否検討結果	△	＝	連結検討書(第3号様式)又は諸元表中の「トレーラ及びトラクタの連結可否検討結果	△		

新				旧			
	一覧表				一覧表		
	試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等	△	＝		試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等	△	
	その他書面	△	△		その他書面	△	
備考	(1)～(3) (略)			備考	(1)～(3) (略)		
	<u>(4)※1は、法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた未登録自動車は○印、それ以外の自動車は－印とする。</u>				<u>(新設)</u>		
3.2.	届出書等の提出方法			3.2.	届出書等の提出方法		
(1)	(略)			(1)	(略)		
	<u>(2) 代表届出自動車にあっては、代表車1台の届出書等を地方検査部に提出するものとする。</u>				<u>(新設)</u>		
	<u>(3)～(4) (略)</u>				<u>(2)～(3) (略)</u>		
	<u>(5) (4)の規定にかかわらず、届出書等の提出は郵送等によることができる。</u>				<u>(4) (3)の規定にかかわらず、届出書等の提出は郵送等によることができる。</u>		
	なお、普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であって、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が挙証責任を負うものとする。				なお、普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であって、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が挙証責任を負うものとする。		
4.	届出書等の受理等			4.	届出書等の受理等		
4.1.	受理			4.1.	受理		
(1)	提出された届出書等について、必要な書面等の形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するとともに、書面審査の終了の連絡について必要か否かを確認するものとする。			(1)	提出された届出書等について、必要な書面等の形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するとともに、書面審査の終了の連絡について必要か否かを確認するものとする。		
(2)	受理した届出書等については、新規検査等届出書（第1号様式（その1））に受付印を押印するとともに事前審査管理番号を付し、新規検査等事前審査管理台帳（第6号様式）に登録するものとする。			(2)	受理した届出書等については、新規検査等届出書（第1号様式（その1））に受付印を押印するとともに事前審査管理番号を付し、新規検査等事前審査管理台帳（第6号様式）に登録するものとする。		
	なお、事前審査管理番号の構成は <u>次のとおりとする。</u>				なお、事前審査管理番号の構成は <u>事務所等で定める一連番号とする。</u>		
	① <u>個別届出自動車</u> <u>事務所等で定める一連番号とする。</u>						
	② <u>代表届出自動車</u> <u>検査部記号、年度番号、ハイフン及び一連番号（4桁）を組み合わせたものとする。</u>						
	<u>この場合において、一連番号は2001番以降とする。</u>						
	<u>(例) 関東検査部の場合</u>						
	<u>関東技審 28-2001</u>						
			<u>検査部記号（関東検査部にて事前書面審査を実施したことを示す）</u>				
			<u>年度番号（平成28年度を示す）</u>				
			<u>一連番号（4桁、2001番以降）</u>				
	<u>地方検査部名</u>	<u>検査部記号</u>	<u>地方検査部名</u>	<u>検査部記号</u>			
	<u>北海道検査部</u>	<u>北海道技審</u>	<u>近畿検査部</u>	<u>近畿技審</u>			

新	旧																
<table border="1"> <tr> <td><u>東北検査部</u></td> <td><u>東北技審</u></td> <td><u>中国検査部</u></td> <td><u>中国技審</u></td> </tr> <tr> <td><u>関東検査部</u></td> <td><u>関東技審</u></td> <td><u>四国検査部</u></td> <td><u>四国技審</u></td> </tr> <tr> <td><u>北陸信越検査部</u></td> <td><u>北信技審</u></td> <td><u>九州検査部</u></td> <td><u>九州技審</u></td> </tr> <tr> <td><u>中部検査部</u></td> <td><u>中部技審</u></td> <td><u>沖縄事務所</u></td> <td><u>沖縄技審</u></td> </tr> </table>	<u>東北検査部</u>	<u>東北技審</u>	<u>中国検査部</u>	<u>中国技審</u>	<u>関東検査部</u>	<u>関東技審</u>	<u>四国検査部</u>	<u>四国技審</u>	<u>北陸信越検査部</u>	<u>北信技審</u>	<u>九州検査部</u>	<u>九州技審</u>	<u>中部検査部</u>	<u>中部技審</u>	<u>沖縄事務所</u>	<u>沖縄技審</u>	
<u>東北検査部</u>	<u>東北技審</u>	<u>中国検査部</u>	<u>中国技審</u>														
<u>関東検査部</u>	<u>関東技審</u>	<u>四国検査部</u>	<u>四国技審</u>														
<u>北陸信越検査部</u>	<u>北信技審</u>	<u>九州検査部</u>	<u>九州技審</u>														
<u>中部検査部</u>	<u>中部技審</u>	<u>沖縄事務所</u>	<u>沖縄技審</u>														
<p>4.2. 不受理</p> <p>(1) 提出された届出書等について、必要な書面等が不足しているなど形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、不足している書面等の提出を求めるものとする。</p> <p>なお、3.2. <u>(4)</u> により提出された場合にあつては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4.3. (略)</p> <p>5.～6. (略)</p> <p>7. 届出書等の記載要領等</p> <p>7.1. 新規検査等届出書 (第1号様式 (その1))</p> <p>(1) 「新規検査・予備検査・構造等変更検査」欄は、検査の種別に応じて、○印が付されていること。</p> <p><u>ただし、代表届出自動車にあつては、この限りでない。</u></p> <p><u>(2) 「事前審査管理番号」欄は、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車 (技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。) であつて、代表届出自動車ですべての事前審査を実施した内容を活用する場合に記載されていること。</u></p> <p><u>なお、活用できる事前審査管理番号は、年度番号の属する年度の翌年度の4月1日を起算日として5年以内のものに限ることとし、複数の事前審査管理番号を同時に活用する場合には、審査済みの技術基準等の適合性に影響を及ぼさない場合に限り、最大二つまで活用してもよい。</u></p> <p><u>また、事前審査管理番号を有する代表届出自動車との相違箇所がある場合には、「当該型式・類別 (類別区分番号) の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄にその内容が記載されていること。</u></p> <p><u>(活用期限の例)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>関東技審 28-2001</u>」を活用できる期限は、平成34年3月31日 ・「<u>関東技審 29-2301</u>」を活用できる期限は、平成35年3月31日 <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 「型式・類別 (類別区分番号)」欄の類別 (類別区分番号) は、自動車製作者が出荷した時点の類別 (類別区分番号) が記載されていること。</u></p> <p>ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。</p> <p>①～③ (略)</p>	<p>4.2. 不受理</p> <p>(1) 提出された届出書等について、必要な書面等が不足しているなど形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、不足している書面等の提出を求めるものとする。</p> <p>なお、3.2. <u>(3)</u> により提出された場合にあつては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4.3. (略)</p> <p>5.～6. (略)</p> <p>7. 届出書等の記載要領等</p> <p>7.1. 新規検査等届出書 (第1号様式 (その1))</p> <p>(1) 「新規検査・予備検査・構造等変更検査」欄は、検査の種別に応じて、○印が付されていること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) 「型式・類別 (類別区分番号)」欄の類別 (類別区分番号) は、自動車製作者が出荷した時点の類別 (類別区分番号) が記載されていること。</u></p> <p>ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。</p> <p>①～③ (略)</p>																

新	旧
<p><u>④ 自動車予備検査証、自動車検査証又は登録識別情報等通知書に類別（類別区分番号）が記載されていないもの。</u></p> <p><u>(5) ～ (8) (略)</u></p> <p>7.2. 新規検査等届出書（第1号様式（その2））</p> <p>(1) 記載項目に漏れがないこと。 ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。 例えば、</p> <p><u>① 乗用自動車及び二輪自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「リヤ・オーバーハング」、「オフセット」、「前2軸車の補正值」、「乗車定員の重量分布」、「最大積載量」、「許容軸重限度」、「前輪荷重割合」</u></p> <p><u>② 乗合自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「最大積載量」</u></p> <p><u>③ トレーラ（ポール・トレーラを含む。）の場合には、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」</u></p> <p><u>④ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「前2軸車の補正值」、「最大積載量」、「許容軸重限度」</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><u>(4)「燃料タンクの個数及び容量」欄の記載は、普通自動車であって貨物の運送の用に供する車両総重量7t以上の自動車以外の自動車の場合は任意とする。</u></p> <p><u>(5) ～ (7) (略)</u></p> <p>7.3. 自動車を特定する書面 <u>自動車予備検査証、自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書</u>の写しが添付されていること。</p> <p>7.4. ～7.5. (略)</p> <p>7.6. 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車（共通構造部型式指定自動車にあつては、附則2の7.1.(3)②に該当するものに限る。）にあつては、重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 最大安定傾斜角度に関する書面について、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、現車審査時において傾斜角度測定機により計測する旨を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載したものであつて、かつ、当該届出が提出された事務所等の長が、当該事務所の審査機器等の状況に応じて現車審査時において傾斜角度測定機により計測した値に代えることが可能と判断したもの。</u></p> <p>7.7. (略)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) ～ (7) (略)</u></p> <p>7.2. 新規検査等届出書（第1号様式（その2））</p> <p>(1) 記載項目に漏れがないこと。 ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) ～ (7) (略)</u></p> <p>7.3. 自動車を特定する書面 自動車検査証<u>又は</u>登録識別情報等通知書の写しが添付されていること。</p> <p>7.4. ～7.5. (略)</p> <p>7.6. 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車（共通構造部型式指定自動車にあつては、附則2の7.1.(3)②に該当するものに限る。）にあつては、重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>7.7. (略)</p>

新	旧
<p>7.8. <u>施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面（騒音規制）</u> <u>騒音試験の結果を表す書面の写し等が添付されていること。</u> <u>ただし、次に掲げるものにあつては当該書面の提出を省略することができる。</u></p> <p>① <u>騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であつて、騒音型式指定番号標の表示が確認できるもの</u> ② <u>新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄の騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無において、無に○印が付されているもの</u> ③ <u>代表届出自動車であつて、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載したもの</u></p> <p>7.9. <u>施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面（排出ガス規制）</u> (1) <u>次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。</u></p> <p>① <u>排出ガス試験の結果を表す書面</u> ② <u>一酸化炭素等発散防止装置の型式がわかる資料</u></p> <p>(2) <u>一酸化炭素等発散防止装置に変更がない自動車であつて、架装等により車両重量が増加し、受検車両の車両重量が当該自動車の諸元表に記載された類別区分番号（類別）に対応する等価慣性重量の範囲を超える場合にあつては、(1) ①又は②の書面に加え、次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。</u> <u>この場合において、WLTC モードを実施した自動車にあつては、「等価慣性重量の範囲」を「車両重量に 7-55-1-2 (2) の表に定める値を加えた重量」に読み替えることとする。</u></p> <p>① <u>受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内に同一の等価慣性重量が確認できる書面</u> ② <u>排出ガス試験の結果を表す書面の写しであつて、受検車両と構造・装置が同一であり、かつ、性能及び等価慣性重量が同一である旨が記載されているもの</u> ③ <u>完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書（第 5 号様式）</u></p> <p>(3) <u>代表届出自動車であつて、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載した場合には、(1) 及び (2) にかかわらず、当該書面の提出を省略することができる。</u></p> <p>7.10. ～7.15. (略)</p> <p>8. 書面審査の決裁等</p> <p>8.1. 書面審査結果の起案 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、<u>次の区分に応じた様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。</u></p> <p>なお、当該様式については必要に応じ項目を追加することができる。</p> <p>① <u>個別届出自動車</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>7.8. ～7.13. (略)</p> <p>8. 書面審査の決裁等</p> <p>8.1. 書面審査結果の起案 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、<u>第 8 号様式、第 10-1 号様式及び第 10-3 号様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。</u></p> <p>なお、当該様式については必要に応じ項目を追加することができる。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>第 8 号様式、第 10-1 号様式、第 10-2 号様式及び第 10-3 号様式</u></p> <p>② <u>代表届出自動車</u> <u>第 9 号様式（その 1 及びその 2）、第 10-1 号様式、第 10-2 号様式及び第 10-3 号様式</u></p> <p>8. 2. (略)</p> <p>8. 3. 書面審査終了の連絡 <u>(1) 届出書等の受理の際に、書面審査の終了の連絡が必要と申告のあったものについては、終了したことを届出者に速やかに連絡するものとする。</u> <u>(2) 代表届出自動車にあっては、受付印及び事前審査管理番号を付した新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の写しを届出者に交付するものとする。</u></p> <p>8. 4. (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. 届出書等の保存期間</p> <p>10. 1. 新規検査等が終了した自動車の届出書等 新規検査等終了後、新規検査等事前審査管理台帳に検査終了年月日の登録を行うとともに、新規検査等の日から 3 年間 <u>(代表届出自動車にあっては書面審査が終了した日から 5 年間)</u>、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。</p> <p>10. 2. (略)</p> <p>10. 3. 新規検査等の申請がない自動車の届出書等 (1) <u>個別届出自動車にあっては、書面審査が終了した日から 1 年を経過した後も新規検査等の申請がない場合には、届出者に対して取下願出書の提出を求めるものとする。</u> (2) (略)</p> <p>10. 4. (略)</p> <p>附則 4</p> <p style="text-align: center;">事前提出書面の審査 (特定の被牽引自動車)</p> <p>1. 目的 この附則は、事前届出対象自動車（本要領 4. <u>(5)</u> の自動車に限る。）の新規検査、予備検査又は構造等変更検査の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について事前に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。</p> <p>2. ～10. (略) 第 1 号様式～第 10-3 号様式 (略) 別表第 1 (略) 別紙 1 (略)</p> <p>別添 3～別添 16 (略)</p>	<p>8. 2. (略)</p> <p>8. 3. 書面審査終了の連絡 届出書等の受理の際に、書面審査の終了の連絡が必要と申告のあったものについては、終了したことを届出者に速やかに連絡するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>8. 4. (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. 届出書等の保存期間</p> <p>10. 1. 新規検査等が終了した自動車の届出書等 新規検査等終了後、新規検査等事前審査管理台帳に検査終了年月日の登録を行うとともに、新規検査等の日から 3 年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。</p> <p>10. 2. (略)</p> <p>10. 3. 新規検査等の申請がない自動車の届出書等 (1) 書面審査が終了した日から 1 年を経過した後も新規検査等の申請がない場合には、届出者に対して取下願出書の提出を求めるものとする。 (2) (略)</p> <p>10. 4. (略)</p> <p>附則 4</p> <p style="text-align: center;">事前提出書面の審査 (特定の被牽引自動車)</p> <p>1. 目的 この附則は、事前届出対象自動車（本要領 4. <u>(4)</u> の自動車に限る。）の新規検査、予備検査又は構造等変更検査の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について事前に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。</p> <p>2. ～10. (略) 第 1 号様式～第 10-3 号様式 (略) 別表第 1 (略) 別紙 1 (略)</p> <p>別添 3～別添 16 (略)</p>

附則 (平成 31 年 2 月 28 日規程第 17 号)

1. この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 31 年 9 月 30 日以前に審査する自動車については、7-62、7-63、8-62 及び 8-63 の規定にかかわらず、平成 31 年 2 月 28 日付け規程第 17 号による改正前の 7-62、7-63、8-62 及び 8-63 の規定によることができる。
3. 平成 31 年 9 月 30 日以前に新規検査等届出書が提出された自動車については、別添 2「新規検査等提出書面審査要領」の規定にかかわらず、平成 31 年 2 月 28 日付け規程第 17 号による改正前の別添 2「新規検査等提出書面審査要領」の規定によることができる。